

物価高対応のための『子育て応援手当』を支給します

子ども1人につき2万円の手当を、3月下旬に支給します。令和7年9月分の児童手当が支給された口座に振り込まれます。2月に町から事業の案内文を受け取った人は原則申請不要ですが、次の①『申請が必要な人』に該当する場合、②支給を希望しない場合、③振込口座を変更する場合は、申請や届出が必要です。

※申請書や届出書は、町ホームページに掲載するほか、町民福祉課児童係に設置します。

< 対象者および支給額 >

以下の児童1人につき2万円を支給（1回限り）

- ・令和7年9月分の児童手当の支給対象児童（令和7年9月出生者は10月分が対象）
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童

◇支給時期および支給方法

令和7年9月分の児童手当が支給された口座へ3月下旬に振込を予定

※振込日は、決定次第、町ホームページでお知らせします。

①申請が必要な人

- ・令和8年2月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・令和7年10月1日以降の離婚（離婚調停中など含む）により児童手当を申請した保護者

◇申請方法

- 以下の必要書類を、町民福祉課児童係
(1階③窓口)へ持参または郵送で提出
- ・物価高対応子育て応援手当申請書（公務員は受給証明が必要）
 - ・振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードなどの写し）

◇申請期限

- ・公務員 3月10日（火）

※申請期限を過ぎる場合は、事前に児童係に問い合わせてください。

- ・公務員以外の申請者 3月31日（火）

※申請期限を過ぎる場合は、児童の出生日の翌日から15日以内の申請を受付けます。

②支給を希望しない場合

③振込口座を変更する場合

以下の必要書類を、3月2日（月）までに町民福祉課児童係へ持参または郵送で提出してください。

②支給を希望しない場合

- ・物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書
- ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券などの写し）

③口座を変更する場合

- ・物価高対応子育て応援手当支給口座登録などの届出書
- ・振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードなどの写し）など

問合せ先

こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-252-071 (受付時間：平日午前9時～午後6時)

町民福祉課児童係 ☎ 52-5810 (受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)